



## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険加入者が利用できる日常生活での支援や介護予防です。要支援認定を受けた方や基本チェックリストに回答し生活機能の低下が見られた方が利用できる①『介護予防・生活支援サービス事業』、65歳以上の全ての方が利用できる②『一般介護予防事業』があります。

### ケース 介護や介護予防の必要を感じた方

地域包括支援センターにご相談ください。福祉・医療・介護の専門家を配置した、高齢の方のさまざまな相談に応じる総合的な窓口です。

- ・地域包括支援センター『けいあい』（鷲別町2丁目32-1、☎②5005）
- ・地域包括支援センターゆのか（片倉町6丁目9-1、☎②2106）
- ・地域包括支援センターあおい（愛桜）（登別東町3丁目1-2、☎③0511）

### ケース 要支援認定の更新時期を迎える65歳以上の方

要支援認定には有効期間があり、これまで利用していた日常生活での支援や介護などを継続して受けるためには、要支援認定を更新する必要があります。ただし、4月からは、更新時期を迎えた65歳以上の方が、『介護予防・生活支援サービス事業』のみの利用を希望する場合、より簡易な手続きである『基本チェックリスト』による判定を受けることができます。

自立した生活を送っている方

日常生活での支援や介護を希望する方  
要支援認定の申請（新規・更新申請）

- ①市職員による訪問調査
- ②主治医の意見書を作成
- ③調査などによる一次判定
- ④専門家による二次判定

該当しなかった方

要支援認定

体の状態に応じたサービスを利用

介護予防サービス（訪問看護、福祉用具貸与など）

更新申請を行う方

基本チェックリストの判定を受ける方

「バスや電車で1人で外出していますか」、「日用品の買い物をしていますか」など25項目の設問への回答による判定

日常生活に必要な機能が低下していると判定

自立している方

①介護予防・生活支援サービス事業 ※4ページへ。

65歳以上の方なら、誰でも利用できる ②一般介護予防事業 ※5ページへ。

## 介護予防・日常生活支援総合事業